

# 鳥取県飼養衛生管理指導等計画

令和3年5月24日  
鳥取県公表  
令和5年10月12日  
一部改正

## はじめに

本計画は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の3の3に規定する飼養衛生管理指導等指針（令和3年4月1日農林水産大臣公表。以下「指針」という。）を踏まえ、本県の各農場が家畜飼養衛生管理基準を遵守し、家畜衛生上の課題を解決するため、家伝法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。

## 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

### I 鳥取県の畜産業及び家畜衛生の現状

#### 1 飼養状況(R5.2.1現在)

(単位 戸数：戸、羽数：千羽)

	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数
東部	9	1,997	25	3,316	1	770	3	9	1	3
八頭	5	214	27	2,099	2	768	2	35	1	0
中部	53	4,392	108	12,398	9	12,940	3	23	29	1,854
西部	37	2,865	80	3,104	4	41,810	2	87	26	1,174
日野	6	360	29	369	0	0	0	0	3	308
県計	110	9,828	269	21,286	16	56,288	10	154	60	3,339

#### (1) 乳牛

酪農経営は、高齢化、後継者不足により小規模農家が廃業し飼養戸数が年々減少しているが、メガファーム2戸が誕生する等規模拡大が進み、酪農家1戸当たりの経産牛飼養頭数は53.2頭と10年前の1.6倍となっており、生乳生産量は令和2年以降60千トンを維持している。大部分の酪農家が県内4か所の公共育成牧場又は北海道の育成牧場に育成牛の預託をしている。

令和5年の飼養衛生管理基準の遵守状況報告では、関係機関による定期的な巡回指導により、家畜防疫に関する情報の把握及び管理の実践(89.5%)、愛玩動物の飼育禁止(83.8%)、衛生管理区域専用の衣服及び靴(24.7%)、車両消毒(58.0%)、畜舎入口の靴の交換、消毒(27.6%)以外の項目は90%以上の農場で遵守されている。

#### (2) 肉牛

肉用牛経営は、高齢化に伴う廃業により飼養戸数は年々減少しているが、高能力な県有種雄牛の誕生により和子牛平均価格が日本一になるなどの影響もあり、農家1戸当たりの飼養頭数は年々増加している。また、畜産クラスター事業の活用により和牛の繁殖肥育一貫経営の規模拡大も進められている。繁殖農家の中には県内の公共育成牧場を積極的に利用している農家も多く、経営の中で重要な位置を占めている。

令和5年の飼養衛生管理基準の遵守状況報告では、戸数のうち小規模な繁殖経営農家が多くを占めることから、全畜種の中で肉用牛の遵守率が最も低く、記録の作成及び保管(42.7%)、衛生管理区域専用

の衣服及び靴（4.8%）、畜舎入口の靴の交換・消毒（53.2%）、衛生管理区域内の整理整頓（55.4%）などの項目の遵守率が低くなっている。

(3) 豚

養豚経営は、環境問題の顕在化や豚肉の輸入量の増加、飼料価格の高騰などの影響により、農家戸数が減少し大規模企業経営が主となっている。飼養頭数は平成 22 年以降減少に転じ、近年は約 6 万頭で推移している。

令和 5 年の飼養衛生管理基準の遵守状況報告では、すべての項目で 100%の遵守率となっている。

(4) 鶏

本県の養鶏は関西の消費地に比較的近いという立地条件に恵まれ、特にブロイラーにおいては全国屈指の生産県（飼養羽数全国 9 位：令和 4 年農林水産省畜産統計）として発展している。一方、採卵鶏では、卵価の乱高下や飼料高騰により農家数が減少している。

令和 5 年の飼養衛生管理基準の遵守状況報告では、埋却地の確保(98.5%)で遵守率が 100%でない項目があったが、それ以外の項目では 100%の遵守率となっている。

2 行政、畜産関係団体等

本県の家畜衛生、家畜診療等に関係する主な行政組織、団体の配置状況は以下のとおり。

	東部	中部	西部
市町村	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
家畜保健衛生所	鳥取家畜保健衛生所	倉吉家畜保健衛生所	西部家畜保健衛生所
共済家畜診療所	家畜診療所東部支所	家畜診療所本所	家畜診療所西部支所
総合農協	鳥取いなば農業協同組合	鳥取中央農業協同組合	鳥取西部農業協同組合
専門農協	大山乳業農業協同組合、鳥取県畜産農業協同組合、香取開拓農業協同組合		
関係団体	(公社)鳥取県畜産推進機構、(公社)鳥取県獣医師会、全農鳥取県本部、(株)鳥取県食肉センター、広島化製企業組合鳥取営業所		
自衛防疫組織	自衛防疫委員会（(公社)鳥取県医師会）		
	防疫協議会東部支部	防疫協議会中部支部	防疫協議会西部支部

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 概要

- (1) 令和 4 年 12 月に本県では初めての特定家畜伝染病となる高病原性鳥インフルエンザが発生した。本県は中国大陸からの渡り鳥の飛来地となっており、今までも県内野鳥の糞便や環境から高病原性鳥インフルエンザウイルスが頻回検出されている。
- (2) 豚熱は令和 3 年 4 月から飼養豚全頭へワクチン接種を行っているところだが、令和 5 年 2 月に県内で初めて県東部の野生いのししで豚熱感染を確認した。その後も野生いのししでの感染は継続して確認されており、県内飼養豚での発生リスクが高い状況が継続している。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の水際対策が終了し、国際航空便や国際クルーズ船などの運行再開に伴い訪日外国人客が増加していることから、海外からの口蹄疫、アフリカ豚熱等越境性の海外伝染病の侵入防止対策が重要である。本県では平成 23 年度から海外からのクルーズ船及び航空便を対象に県内空海港で乗客の靴底消毒の対策を実施している。野生いのししでの豚熱の終息が見通せないことや高病原性鳥インフルエンザの頻発もあり、県内畜産農家の飼養衛生管理基準への意識は養鶏農場や養豚農場で高く、遵守率も高くなっているところであるが、病原体侵入の因果関係が把握し難い現状を踏まえると、家畜飼養者とともに関係機関が連携し防疫体制を強化する必要がある。

(4) その他の監視伝染病では、散発的にはあるが牛ヨーネ病の継続発生が認められる。届出伝染病の牛伝染性リンパ腫は本県の監視伝染病の中で最も発生件数が多く、近年増加傾向が認められる。本県の酪農及び肉用牛繁殖農家は県内外の育成牧場を積極的に活用していることから、家畜の集合に伴う牛伝染性リンパ腫や牛ウイルス性下痢（BVD）への対策が重要となっている。その他、鶏では鶏伝染性喉頭気管炎や鶏伝染性気管支炎が散発的に発生するなど、それぞれの伝染性疾病に対応した継続的な対策が必要となっている。

2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 監視伝染病の発生状況(年次集計) (単位: 頭、羽、群 上段( )は頭数、下段は戸数)

畜種	区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
牛	法定	ヨーネ病			(5) 4		(3) 3		(1) 1		(8) 3	(2) 1		(3) 1	(6) 4	
		法定伝染病計			(5) 4		(3) 3		(1) 1		(8) 3	(2) 1	0	(3) 1	(6) 4	
	届出	アカバネ病			(1) 1											
		牛ウイルス性下痢			(4) 4	(11) 9	(7) 7	(7) 5	(11) 11				(1) 1		(3) 2	(1) 1
		牛サルモネラ症	(4) 4	(1) 1	(1) 1		(2) 1				(2) 1		(1) 1			
		牛伝染性鼻気管炎	(1) 1		(7) 1	(2) 1	(20) 2		(1) 1							
		牛伝染性リンパ腫	(23) 23	(33) 33	(28) 28	(42) 42	(43) 43	(27) 27	(33) 33	(28) 28	(46) 46	(47) 46	(38) 38	(43) 35	(46) 30	
		破傷風		(1) 1				(1) 1			(1) 1	(2) 2	(1) 1			
		届出伝染病計	(28) 28	(36) 36	(40) 34	(55) 52	(72) 53	(35) 33	(45) 45	(28) 28	(49) 48	(50) 49	(40) 40	(46) 37	(47) 31	
		牛疾病計	(28) 28	(36) 36	(45) 38	(55) 52	(75) 56	(35) 33	(46) 46	(28) 28	(57) 51	(52) 50	(40) 40	(49) 38	(53) 35	
豚	法定	豚日本脳炎				(5) 3	(1) 1									
		法定伝染病計				(5) 3	(1) 1									
	届出伝染病	サルモネラ症			(3) 1	(3) 1	(11) 3			(5) 1						
		伝染性胃腸炎					(4) 1									
		豚丹毒	(5) 5	(4) 4	(3) 3	(2) 2	(3) 1	(6) 6	(7) 6	(11) 11	(20) 20	(13) 13	(4) 4	(26) 8	(1) 1	
		豚流行性下痢					(225) 2									
		届出伝染病計	(5) 5	(4) 4	(6) 4	(5) 3	(243) 7	(6) 6	(7) 6	(16) 12	(20) 20	(13) 13	(4) 4	(26) 8	(1) 1	
	豚疾病計	(5) 5	(4) 4	(6) 4	(10) 6	(244) 8	(6) 6	(7) 6	(16) 12	(20) 20	(13) 13	(4) 4	(26) 8	(1) 1		
鶏	法定	高病原性鳥インフルエンザ													(13) 1	
		法定伝染病計													(13) 1	
	届出	ロイコチトゾーン病							(50) 1							(4) 3
		鶏痘								(4) 1						
		伝染性気管支炎									(25) 2					
		伝染性喉頭気管炎					(15) 4									
		届出伝染病計					(15) 4		(50) 1	(4) 1		(25) 2			(4) 3	
	鶏疾病計					(15) 4		(50) 1	(4) 1		(25) 2			(17) 4		
みつばち	法定	ふそ病											(1) 1			
		法定伝染病計											(1) 1			
	届出	アカリンダニ症							(33) 3	(1) 1	(11) 7	(2) 2	(6) 4	(17) 6	(5) 1	
		バロア病										(1) 1		(10) 1		
		届出伝染病計							(33) 3	(1) 1	(11) 7	(3) 3	(6) 4	(27) 7	(5) 1	
	みつばち疾病計							(33) 3	(1) 1	(11) 7	(3) 3	(7) 5	(27) 7	(5) 1		
合計			(33) 33	(40) 40	(51) 42	(65) 58	(334) 68	(41) 39	(136) 56	(49) 42	(88) 78	(93) 68	(51) 49	(102) 53	(76) 41	

(2) 畜種別の家畜伝染病発生状況と課題

家畜区分	家畜の伝染性疾患の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーネ病：散発的に発生。</li> <li>・牛伝染性リンパ腫：県内の届出伝染病の 73.1% (R4 発生戸数割合) を占め、依然として高い割合で推移している。</li> <li>・BVD：平成 24 年～28 年に流行。ワクチン接種による予防、県外導入牛検査やバルク乳検査による持続感染牛の摘発淘汰等の対策により終息。</li> <li>・サルモネラ症：散発的な発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーネ病：大規模農場で発生した場合の清浄性確認検査の負担が大きく、清浄化に時間がかかる。</li> <li>・牛伝染性リンパ腫：県内の乳牛、肉牛ともに抗体陽性率が高い。治療法やワクチンがなく放牧場の利用率も高いことから対応に苦慮。</li> <li>・BVD：着地検査、バルク乳検査、入牧前検査による持続感染牛摘発、県外導入牛の監視の負担が大きく、清浄化に時間がかかる。</li> <li>・これらの疾患は不顕性感染を示しながら生産性の低下に大きく影響することから、飼養農場への侵入が認知されないまま、飼養農場内あるいは農場外にまん延する恐れがある。</li> </ul>
めん羊・山羊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った疾患の発生無し。</li> </ul>	
豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚熱：県内飼養豚では未発生</li> <li>・豚丹毒：と畜場において毎年摘発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚熱に感染した野生いのししが県内で確認されており、農場への侵入の恐れが高くなっている。</li> <li>・豚丹毒はワクチン接種率が低下。</li> </ul>
鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高病原性鳥インフルエンザ：県内で初めて発生 (R4. 12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高病原性鳥インフルエンザの国内流行時には県内の野鳥の糞便・環境からウイルスを確認。発生防止のため徹底した飼養衛生管理基準の遵守が必要。</li> </ul>
馬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内での発生無し。</li> </ul>	
蜜蜂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アカリダニ：県全域で散発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に拡大しているが有効な予防策なし。</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農場の大規模化により、人や車両の農場への出入りの機会が増加し、飼養衛生管理区域への病原体侵入のリスクが増大。</li> <li>・農場密集地域では近隣農場からの病原体侵入のリスクが高い。</li> <li>・豚熱や鳥インフルエンザ等が発生した場合を想定し、その影響を最小限に抑えるための準備が必要。</li> </ul>	

3 各主体における課題

国及び都道府県は、家畜の伝染性疾患による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び民間の獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する必要がある。

一方、衛生管理区域に出入りする者は、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者や関連事業者のほか、施設又は設備の施工業者、水道、電気、ガス等の管理業者、郵便業者、宅配業者等多岐にわたる中、家畜の伝染性疾患の病原体は、一般に目に見えず感染した動物も明確な症状を呈するとは限らないこと、わずかな数でも感染が成立すること等から人の出入りと病原体の侵入との因果関係が把握され難く、これらの関係者にも家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止の取組へ協力してもらうことが不可欠となっているが、当該関係者に防疫対策に関する正しい理解が浸透しているとは言いがたい。

家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）に対して指導を行う家畜保健衛生所を中心に関係機関で相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の

養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備のための、協働体制の構築に取り組むことが重要である。

### Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

#### 1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶという性質上、家畜の所有者は、自ら法第2条の2の責務を踏まえ、その遵守の徹底に努める必要がある。また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者等、国、県、市町村、関連事業者、生産者団体、民間獣医師等及びその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。このため、飼養衛生管理に係る指導等を実施する家畜保健衛生所等の県機関は、地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に指導等を実施していく。指導計画の見直しに当たっては、大規模農場及び生産者団体の意見も踏まえた実効的な内容となるように努める。

#### 2 指導等の実施に関する基本的な方向

##### (1) 飼養衛生管理基準の自己点検の確認

家畜保健衛生所は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。

##### (2) 立入検査

家畜保健衛生所は、計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入を行うこととするが、(1)の確認に当たり、従前の遵守状況が良好である場合、直近に指導を実施又は立入検査を実施しており改善済みであるなど家畜防疫員の指導が必要ないと考えられる場合は、電話、写真、動画等又は生産者団体及び民間の獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行う。

##### (3) 指導等

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等は、本指導計画により設定した優先事項等を踏まえて、計画的に実施するよう努める。また、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と認める場合は、別添に基づき、法第12条の5及び12条の6の指導及び助言、更には勧告等を実施する。

特に、家きんの所有者等に対し、毎年、9月から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を実施し、不遵守事項が確認された場合は、シーズン中を通して不遵守がなくなるまで繰り返すよう指導する。また、豚又はいのししの所有者等に対しては、3ヶ月に一度、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を実施し、不遵守事項が確認された場合は不遵守がなくなるまで繰り返すよう指導する。

##### (4) 家畜衛生に係る情報提供

家畜の所有者等への情報の周知にあたっては、各家畜保健衛生所が管内の家畜の所有者等の連絡先を聴取し、ファクシミリ、メール、巡回指導のほか、生産者団体等の研修会等の機会を活用する。

## 第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾患の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

### I 実施方針

県家畜防疫課は、全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）を作成し公表する。家畜保健衛生所は、病性鑑定やサーベイランス結果、伝染性疾患の流行情報及び予防接種に関する情報等を取りまとめ、家畜保健衛生所のウェブサイトや広報誌により生産者に周知する。また、鳥取県食肉衛生検査所が行うと畜検査データフィードバック事業や（一財）鳥取県食鳥肉検査協会から送付される検査データを用いて、各農場の衛生状態の把握や予防接種の指導を行う。このほか、投薬履歴や家畜共済等のデータも農場に対する指導に有用な情報となることから、活用を検討する。

#### 1 全国的サーベイランス

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ヨーネ病	摘発	県下全域	4～3月	肉用・乳用	スクリーニング法、リアルタイムPCR法（発生農場のみ）
牛	牛海綿状脳症	摘発	県下全域	4～3月	肉用・乳用	エライザ法
牛	アカバネ病	浸潤状況調査	県下全域	6～11月	肉用・乳用	中和抗体法
豚	豚熱	摘発	県下全域	4～3月	育成・繁殖	エライザ法、蛍光抗体法、PCR法、リアルタイムPCR法
豚	アフリカ豚熱	摘発	県下全域	4～3月	育成・繁殖・肥育	PCR法、リアルタイムPCR法
豚	オーエスキー病	摘発	県下全域	4～3月	育成	ラテックス法
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	摘発	県下全域	4～3月	採卵・種鶏 肉用鶏	エライザ法、ウイルス分離
野生いのしし	豚熱 アフリカ豚熱	浸潤状況調査	県下全域	4～3月	捕獲いのしし、死亡いのしし	PCR法、リアルタイムPCR法

#### 2 地域的サーベイランス

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	牛伝染性リンパ腫	浸潤状況調査	県下全域	4～3月	肉用・乳用	エライザ法、PCR法
牛	牛ウイルス性下痢	摘発	県下全域	4～3月	肉用・乳用	エライザ法

### 第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

#### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

##### 1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項 [ ]は各基準における項目番号	指導等を実施する目安 の地域、時期等	実施の方法
牛、めん羊及び山羊	[1]家畜の所有者の責務の徹底 [3]飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 [4]記録の作成及び保管 [8]衛生管理区域の適切な設定 [10]埋却等の準備 [17]衛生管理区域の出入口における車両の消毒 [37]特定症状が確認された場合の早期通報	県内全域、4月～3月	部会、総会、研修会等による説明と家畜保健衛生所職員巡回および家畜保健衛生所広報の発行、配付による指導を行う。 ・飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する研修会を年1回以上開催する。手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても記載する。また、早期通報のための特定症状のマニュアルへの記載と従業員へ周知する。 ・衛生管理区域の設定に当たり、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。
豚及びいのしし	[1]家畜の所有者の責務の徹底 [3]飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 [4]記録の作成及び保管 [8]衛生管理区域の適切な設定 [10]埋却等の準備 [21]加熱処理済みの飼料の利用 [23]衛生管理区域への野生動物の侵入防止 [25][26]畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 [28]畜舎外での病原体による汚染防止 [29]野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	県内全域、4月～3月	研修会等による説明と家畜保健衛生所職員巡回及び家畜保健衛生所広報の発行、配布による指導を行う。 ・飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する研修会を年1回以上開催する。手順に沿った更衣・消毒ができていないかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても記載する。また、早期通報のための特定症状のマニュアルへの記載と従業員へ周知する。 ・衛生管理区域の設定に当たり、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。また衛生管理区域内に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置その他必要な措置を講じ、定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。



	<p>[32] 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p>[39] 特定症状が確認された場合の早期通報</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜舎外での病原体による汚染防止のため、畜舎間で家畜を移動させる場合は、病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するよう指導等を行う。</li> <li>・ 畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導等を行う。</li> <li>・ 埋却地等の確保が困難な場合においては、知事が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。</li> </ul>
<p>鶏、あひる、うずら、だちよう</p>	<p>[1] 家さんの所有者の責務の徹底</p> <p>[3] 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</p> <p>[4] 記録の作成及び保管</p> <p>[7] 衛生管理区域の適切な設定</p> <p>[8] 埋却等の準備</p> <p>[14] 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>[24] 鶏舎等への野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>[27] 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p>[34] 特定症状が確認された場合の早期通報</p>	<p>県内全域、4月～3月</p>	<p>研修会等による説明と家畜保健衛生所職員巡回及び家畜保健衛生所広報の発行、配布による指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化によって全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する研修会を年1回以上開催する。手順に沿った更衣・消毒ができているかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても記載する。また、早期通報のための特定症状のマニュアルへの記載と従業員へ周知する。</li> <li>・ 衛生管理区域の設定に当たり、家さんの飼養区域、家さんの飼養に係る物品の保管場所並びに家さんに直接接触した者が衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分され、出入口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。また、家さん舎の数に応じた手指消毒設備の設置若しくは手袋・長靴を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践する。</li> <li>・ 家さん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野鳥等の小型の野生動物の侵入を防止することができる2cm以下の網目の防鳥ネット等を設置し、破損がある場合は遅延なく修繕するよう指導する。また、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口からの野生動物侵入防止対策と点検を実施する。</li> <li>・ 手順に沿った入退場、手指消毒実施の確認のための記録の作成を行う。</li> <li>・ 埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が土地の確保又は焼却若しくは化製の</li> </ul>

			ための施設若しくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材及び作業者の確保等を行う。）を講ずるに当たって家きんの所有者に求める取組を示すとともに、当該取組を行うよう指導等を行う。
馬	[1]家畜の所有者の責務の徹底 [3]飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 [4]記録の作成及び保管 [6]衛生管理区域の適切な設定 [17]器具の定期的な清掃又は消毒等	県内全域、 4月～3月	家畜保健衛生所職員巡回及び家畜保健衛生所広報の発行、配布による指導を行う。

## 2 各年度の優先事項等

指針第一章Vの（2）に規定する優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項（優先事項）及びその理由は以下のとおりとする。

ア 優先すべき家畜の種類：豚、いのしし及び鶏

イ 優先すべき地域：県下全域

ウ 優先すべき飼養衛生管理基準の事項：指針第二章Iの項目とする。各年度の優先項目は第三章Iの2のとおりとする。

エ 優先理由：豚及びいのししについては、県内でも豚熱に感染した野生いのししが確認されており、農場への侵入の危険性が非常に高いため。鶏については、鳥インフルエンザウイルスの感染源である渡り鳥の飛来地（湖沼、ため池）等が県内にあり、鶏への感染の恐れが高いため。

### （1）令和3年度 優先事項等（各家畜マニュアル作成、豚鶏の病原体・伝染性疾病侵入防止対策を優先）

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 [ ]は各基準における項目番号	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、めん羊及び山羊	[1]家畜の所有者の責務の徹底 [3]飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県下全域	[1]家畜防疫に係る責任の所在の自覚を促し飼養衛生管理基準全般への取組みを推進 [3]令和4年2月に施行されるため	4～1月
豚及びいのしし	[1]家畜の所有者の責務の徹底 [3]飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 [23]衛生管理区域への野生動物の侵入防止 [25][26]畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 [28]畜舎外での病原体による汚染防止 [29]野生動物の侵入防止のためのネッ	県下全域	[1]家畜防疫に係る責任の所在の自覚を促し飼養衛生管理基準全般への取組みを推進 [3]令和3年4月に施行されたため [23][25][26][28][29]野生いのしし感染拡大対策	4～3月

	ト等の設置、点検及び修繕			
鶏、あひる、うずら、だちよう	[1]家さんの所有者の責務の徹底 [3]飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 [14]衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 [24]野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 [27]衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 [34]特定症状が確認された場合の早期通報	県下全域	[1]家畜防疫に係る責任の所在の自覚を促し飼養衛生管理基準全般への取組みを推進 [3]令和4年2月に施行されるため [14][24][27][34] 国内流行を踏まえた重点対策	9～10月
馬	[1]家畜の所有者の責務の徹底 [3]飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県下全域	[1]家畜防疫に係る責任の所在の自覚を促し、飼養衛生管理基準全般への取組みを推進 [3]令和4年2月に施行されるため	6月

(2) 令和4年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 [ ]は各基準における項目番号	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、めん羊及び山羊	[10]埋却等の準備 [17]衛生管理区域の出入口における車両の消毒 [37]特定症状が確認された場合の早期通報	県下全域	[17]侵入防止対策 [10][37]発生に備えた準備措置。	4～3月
豚及びいのしし	[10]埋却等の準備 [32]衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 [39]特定症状が確認された場合の早期通報	県下全域	発生に備えた防疫体制を強化	4～3月
鶏、あひる、うずら、だちよう	[27]衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 [34]特定症状が確認された場合の早期通報	県下全域	流行シーズン前の鶏舎環境と発生時の対応確認のため	8～10月
馬	[17]器具の定期的な清掃又は消毒等	県下全域	畜舎内衛生環境整備のため	6月

(3) 令和5年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 [ ]は各基準における項目番号	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、めん羊及び山羊	[4]記録の作成及び保管 [8]衛生管理区域の適切な設定	県下全域	発生に備えた防疫体制整備	4～3月

豚及びいのしし	[4]記録の作成及び保管 [8]衛生管理区域の適切な設定	県下全域	[4]国内流行に対する発生に備えた防疫準備 [8]国内流行に対する病原体侵入リスク低減	4～3月
鶏、あひる、うずら、だちよう	[4]記録の作成及び保管 [7]衛生管理区域の適切な設定	県下全域	流行シーズン前の鶏舎環境と発生時の対応確認のため	8～10月
馬	[4]記録の作成及び保管 [6]衛生管理区域の適切な設定	県下全域	発生に備えた防疫体制整備	6月

## II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

### 1 新たな衛生管理上の措置への対応

飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合は、県家畜防疫課、家畜保健衛生所が基準案を作成し、各関係団体と調整した後、農家に遵守指導を行う。

### 2 埋却地の確保に関する公有地の決定、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ等

- (1) 家畜の所有者は、家畜（家きん）の死体の埋却地の確保を進める。
- (2) 家畜の所有者が埋却地の確保が不十分である場合、県、市町村、JA等により埋却に利用可能な土地の情報を提供することで、所有者による確保を進める。
- (3) 県は市町村等と調整して埋却地の確保が不十分な農家又は確保済みの埋却地が湧水等で使用できなかった場合に備えて、公有地等をリストアップしておく。公有地等に加えて、焼却施設の利用、移動式レンダリング装置の設置スペースの確保等を、家畜の所有者、県、市町村等が共同して進める。また、その場合、事前協定の締結や周辺住民への説明に努める。
- (4) 市町村又は県の公有地で適切な土地の確保ができない場合、国有地の情報提供を求める。

### 3 大規模農場における監視伝染病発生に備えた対応計画の作成

県は、大規模農場（採卵鶏10万羽以上、肉用鶏20万羽以上、豚1万頭以上）の所有者に対し、高病原性鳥インフルエンザ等の監視伝染病の発生に備えた対応計画の作成を指導し確認する。

なお、対応計画の策定の指導等に当たっては、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化し、計画に定める。

### 4 農場の分割管理

家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。

県は、家畜の所有者から分割管理の相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。

### 5 家畜防疫に関する情報把握

家畜の所有者等は、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び都道府県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、ファクシミリ等による代用も可とする。また、日本語以外を母国語とする者が従事している場合は、当該言語の資料作成等により円滑な情報共有に努める。

## **第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項**

### **I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針**

県内で問題となる牛の異常産や呼吸器病などの疾病への集団的予防接種や互助制度、あるいは生産振興につながる自主的な疾病予防対策の取組に対し、生産者団体や関係団体の意向を尊重しながら、県は必要な支援を行う。

(現在の取組事例)

- (1) 県内で問題となる牛の異常産や呼吸器病、豚丹毒などへの自衛防疫組織による予防接種
- (2) 牛ウイルス性下痢ウイルス持続感染牛に対する淘汰支援に係る互助制度
- (3) 子牛市場活性化のための生産者団体による上場子牛への呼吸器病ワクチンの全頭接種

## 第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

### I 都道府県の体制整備

#### 1 家畜防疫員の確保及び育成

県は公衆衛生部局を含む県獣医師職員全員を家畜防疫員に任命し、研修等を実施して育成する。

##### (1) 確保対策

全国的に公務員獣医師不足が社会問題化し獣医師の確保に苦慮している状況であるが、獣医師修学資金の貸与制度の活用、大学訪問や説明会への参加、(公社)鳥取県獣医師会と共催での高校生セミナー開催、ウェブサイトや専門誌への募集広告掲載、鳥取大学や中央畜産会と連携したインターンシップ学生の受入れ、社会人獣医師向けインターンシップの開催等により獣医師職員の確保を図る。

##### (2) 家畜防疫員の育成

###### ア 家畜衛生講習会への参加

① 対象者 家畜保健衛生所等の職員(家畜防疫員)

② 対象講習会

基本講習会、病性鑑定特殊講習会(ウイルス、細菌、病理、生化学)、牛疾病特殊講習会、豚疾病特殊講習会、鶏疾病特殊講習会、獣医疫学特殊講習会、海外悪性伝染病特殊講習会

###### イ 飼養衛生管理基準指導研修会の開催

① 対象者 家畜保健衛生所職員、県畜産振興局・地方機関所属の家畜防疫員

② 開催回数 年2回

③ 内容 農場を巡回し飼養衛生管理基準の目合わせ、優良事例の紹介等

###### ウ 家畜防疫リーダー研修会の開催

① 対象者 県内の家畜防疫員(農林水産部、公衆衛生部局)及び畜産技術職員

② 開催回数 年1回

③ 内容 座学：家伝法や特定家畜伝染病防疫指針の改正内容の理解、特定家畜伝染病の県マニュアル、発生農場での防疫作業の把握、初動防疫計画作成等  
実習：家畜の採血、保定、採材、動力噴霧器の操作方法等

④ 講師 県職員が講師となるほか、具体的な内容の研修とするため、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生県から講師を招聘する。

### II 飼養衛生管理者の選任、研修等

#### 1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

(1) 家畜の所有者は衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任し、家伝法施行規則第21条の4に規定する定期報告により毎年県知事へ報告する。

(2) 飼養衛生管理者は、農場で家畜の管理等に従事している者から選任するものとし、管理する飼養衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者が望ましい。家畜の所有者が飼養衛生管理者を兼任することも可能。

(3) 飼養衛生管理者に特段の資格は不要とする。

(4) 飼養衛生管理者に変更等があった場合、変更後速やかに変更前の飼養衛生管理者の氏名に加え、変更後の飼養衛生管理者の①住所、②氏名、③電話番号、④メールアドレス、⑤管理する農場名と衛生管理区域名⑥当該衛生管理区域の代表住所を管轄の家畜保健衛生所に報告する。

(5) なお、県は大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。

#### 2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

(1) 飼養衛生管理者は、国や県から送付されるメールや文書により最新の疾病の発生状況や疫学情報などの家畜衛生情報を確認する。

(2) 県家畜防疫課又は家畜保健衛生所は、年1回以上、飼養衛生管理者を対象にした研修会を開催し、家畜衛生や飼養衛生に関する情報の周知・共有に努める。

#### 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 情報提供等

伝染病の発生など緊急を要する情報はその都度、メール又はファクシミリで行い、法令改正や技術情報などの情報は文書、チラシ等の配布により行う。

(2) 言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員向けの情報提供方法

外国語を母国語とする農場作業従事者等が取り組むべき飼養衛生管理基準の内容については、飼養衛生管理者が農林水産省の作成したリーフレット等を使用して説明に努めるとともに、ニュースなどはインターネット上で母国語に翻訳して渡す等により情報の伝達を行う。

### Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 年間指導スケジュール

区分 畜種	飼養衛生管理基準指導関係				サーベイランス	研修会等
	牛	豚及びいのしし	馬	鶏	各畜種共通	
4月	4/15期限 定期報告(牛・豚・いのしし・馬の生産者→県)				全国サーベイランス ・豚熱 ・高病原性鳥インフルエンザ ・ヨーネ病	
5月	立入検査※	飼養者へ一斉 点検実施指導と 立入検査		6/15期限 定期報告提出 (生産者→県)		地域サーベイランス ・牛伝染性リンパ腫 ・牛ウイルス性下痢
6月		国報告 10日				
7月	7/31期限 前年度の指導計画実施状況、飼養衛生管理状況、家畜防 疫員確保状況、埋却地の確保状況の報告(県→国)					
8月		飼養者へ一斉 点検実施指導と 立入検査				家畜防疫員研修会 (リーダー研修)
9月		国報告 10日				
10月				防疫対応計画作成 採卵鶏:10万羽以上 肉用鶏:20万羽以上		飼養衛生管理基準研修 会(第2回) (白バラ認証)
11月		飼養者へ一斉 点検実施指導と 立入検査				
12月		国報告 10日		飼養者へ一斉 点検実施指導と 立入検査 ↓ 毎月20日国報告		
1月						
2月		飼養者へ一斉 点検実施指導と 立入検査				
3月		国報告 10日				

※【牛立入検査の年度別地域】

R3年度	R4年度	R5年度
○東部 鳥取市(旧鳥取市、河原町、用瀬町、青谷町) ○中部 旧東伯町 ○西部 日吉津村、旧淀江町、旧大山町、旧溝口町)	○東部 鳥取市(旧気高町、旧鹿野町)、八頭町 ○中部 北栄町、旧赤碕町 ○西部 南部町、旧中山町、江府町)	○東部 鳥取市(旧国府町)、岩美町、若桜町、智頭町 ○中部 倉吉市、三朝町 ○西部 旧米子市、旧岸本町、旧名和町、日南町、日野町

(2) 命令違反者の公表

法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者を公表する場合は、県ウェブサイト上で行う。

## 第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

### I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

#### 1 協議会等の設置状況

広域での協議会等における連携・協力の枠組みを利用して、家畜伝染病の発生・まん延防止に対応する。また、生産者団体等を通じて、飼養衛生管理に係る情報、サーベイランス及び病性鑑定の結果等の情報について、家畜の所有者等に有用な情報を提供する。

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
中国地方5県家畜防疫対策広域連携会議	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	平成27年11月	各県持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜防疫対策の連携に必要な情報の共有</li> <li>家畜防疫対策の連携に関する連絡体制構築</li> <li>県境付近の農場及び消毒ポイント情報等の共有</li> </ul>
中国四国家畜衛生主任者会議	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、中国四国農政局	不明	各県持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜衛生予算に係る情報</li> <li>家畜衛生情報の共有</li> <li>家畜防疫体制の連携</li> </ul>
近畿ブロック等鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、福井県、三重県、鳥取県	平成22年	関西広域連合広域防災局(兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜防疫員の相互派遣と防疫資材の融通</li> <li>早期通報体制の確立</li> <li>交通拠点における消毒対策</li> <li>風評被害対策</li> </ul>
東中西部地区家畜防疫協議会	開業獣医師、農業共済組合家畜診療所、大山乳業農業協同組合、各家畜保健衛生所、(公社)鳥取県畜産推進機構	昭和56年	各家畜保健衛生所	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防疫体制の構築</li> <li>ワクチン接種の推進方法</li> <li>地域の疾病発生状況の情報交換</li> <li>新しい家畜疾病に関する情報収集</li> </ul>
鳥取県豚熱感染拡大防止対策協議会	鳥取県、東部地域市町、(公社)鳥取県畜産推進機構、(一社)鳥取県猟友会、鳥取県森林組合連合会、鳥取県養豚生産者協議会	令和3年	(公社)鳥取県畜産推進機構 家畜防疫課	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生いのししへの豚熱経口ワクチン散布</li> <li>野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査</li> </ul>
鳥取県和牛生産者連絡協議会	県畜産振興課、全農鳥取県本部畜産課、(公社)鳥取県畜産推進機構、各JA畜産課、各和牛改良組合	平成28年	県畜産振興課 全農鳥取県本部 (公社)鳥取県畜産推進機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>和牛繁殖における飼養管理技術の向上に関すること</li> <li>市場及び上場牛の評価向上に関すること</li> <li>優良繁殖雌牛の計画的な保留、導入に関すること</li> <li>その他目的達成に必要なこと。</li> </ul>
鳥取県牛肉販売協議会	JA全農ミートフーズ(株)鳥取営業所、	平成2年	JA全農ミートフ	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県産牛肉の消費拡大とブランドの確立に関すること。</li> </ul>



	全農鳥取県本部畜産課、県畜産振興課、JA 西日本くみあい飼料(株)、各 JA、専門農協、各 JA 管内肥育生産者代表		ーズ(株)鳥取営業所 県畜産振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県肉用牛の生産振興と生産農家の経営安定に関する事。</li> <li>・その他目的達成に必要なこと。</li> </ul>
鳥取県養豚生産者協議会	(公社)鳥取県畜産推進機構、鳥取県畜産技術協会、県内生産業者、飼料会社、動物医薬品販売業者等	平成 5 年	(公社)鳥取県畜産推進機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員相互の連絡強化に関する事項</li> <li>・県内養豚経営の発展と養豚経営の確立に必要な畜政上の諸対策に関する事項</li> <li>・養豚経営の合理化、近代化推進のための調査研究等に関する事項</li> <li>・養豚経営の経営管理に関する事項。</li> <li>・(一社)日本養豚協会との情報交換及び連絡強化。</li> <li>・その他目的達成に必要な事項。</li> </ul>
鳥取県養鶏協会	食鶏生産業者、採卵養鶏業者、流通業者	昭和 53 年	(株)大山どり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロイラー、鶏卵並びにひなの生産販売及び養鶏産業に関する資料の提供</li> <li>・講習、講和会の開催</li> <li>・会員の連絡と必要な団体交渉</li> </ul>

## II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

### 1 悪性の伝染性疾病が発生した場合の緊急点検

県は、国内において豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等の伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、特定家畜伝染病防疫指針に基づき適切にサーベイランスを実施する。また、県内の農場に対し、飼養衛生管理基準のうち必要な項目の自己点検の実施と、緊急消毒の実施を通知し、家畜保健衛生所が各農場の飼養衛生管理基準遵守状況の点検と消毒の実施状況を確認する。

県内で発生した場合は、制限区域内の家畜の飼養農場に対し、家畜保健衛生所が飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。その際、県は、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、必要に応じて法第 34 条の 2 に基づき緊急の勧告又は命令を行う。

## III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

### 1 観光牧場や愛玩動物に対する指導等方針

観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等についても、本計画の対象とする。また、展示施設等を対象に指導等を行う場合には、愛玩動物関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

(別添)

## 飼養衛生管理基準項目の遵守指導

県は、法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者等の不遵守を確認した場合は、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 の規定による指導及び助言並びに勧告を行う。

なお、法第 34 条の 2 に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取り扱う。

1 家畜保健衛生所は、法第 12 条の 4 に基づく定期の報告、法第 51 条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した後、改善を促し又は鳥取県行政手続条例（平成 6 年鳥取県条例第 34 号）の定めるところにより、必要な指導又は助言を行ってもなお当該家畜の所有者等が不遵守状況の改善を行わないなど、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは知事（県家畜防疫課）に報告する。県家畜防疫課は法第 12 条の 5 に基づき、当該家畜の所有者等に対して指導及び助言を行う。指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、別添様式 2 号を家畜保健衛生所を通じて交付して指導及び助言し、別添様式第 1 号に記録する。

2 県家畜防疫課は、1 により指導及び助言を行った結果、家畜の所有者等がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第 12 条の 6 第 1 項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。

勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、別添様式第 3 号を交付して勧告する。

また、家畜の所有者等が改善すべき期限として定める期間は、原則 1 週間（ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、1 週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容及びに合った合理的な期間。勧告及び命令の場合も同じ。）とし、当該期間が経過した後、県家畜防疫課は速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

3 県家畜防疫課は、2 における確認の結果、家畜の所有者等がその勧告に従わないときは、その者に対し、鳥取県行政手続条例の規定に基づき弁明の機会を付与した後に、法第 12 条の 6 第 2 項に基づき期限を定めて別添様式第 4 号を交付しその勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

また、家畜の所有者等が改善すべき期間として定める期間は、原則 1 週間とし、当該期間が経過した後、県家畜防疫課は、速やかに、命令に係る措置がとられていることを確認すること。

### (1) 弁明の機会の付与

処分を執行しようとする場合には、鳥取県行政手続条例（平成 6 年 12 月鳥取県条例第 34 号）第 13 条に基づき、弁明の機会を付与する。なお、手続の細目的事項は、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成 6 年鳥取県規則第 54 号）及び鳥取県聴聞等の手続事務処理要領（平成 6 年 10 月 17 日付総第 125 号・発人第 92 号総務課長・人事課長連名通知）によるものとする。ただし、公益上、緊急に処分を行う必要があるときは、当該手続をとらないことができる。

#### ア 弁明の機会の付与の方法

弁明は口頭によることを認めた時を除き、弁明を記載した書面の提出により行う。

#### イ 弁明書による弁明

弁明通知書は、原則として、当事者又はその代理人に直接手渡すこととし、受領書を徴する。

#### ウ 口頭による弁明

##### (ア) 開催の通知

イの規定は、口頭による弁明の開催通知について準用する。

##### (イ) 口頭による弁明を録取する者

弁明を口頭であることを認めたときは、家畜防疫課長の指名する職員（以下「弁明録取者」という。）が、弁明を録取する。

(ウ) 弁明録取者は、弁明調書を作成し、家畜防疫課長に提出する。

(2) 処分の執行

ア 処分の決定

家畜防疫課長は、指導復命書、注意指導文書、その他関係する証拠書類及び弁明調書に基づき、処分を決定する。

イ 命令書等の交付

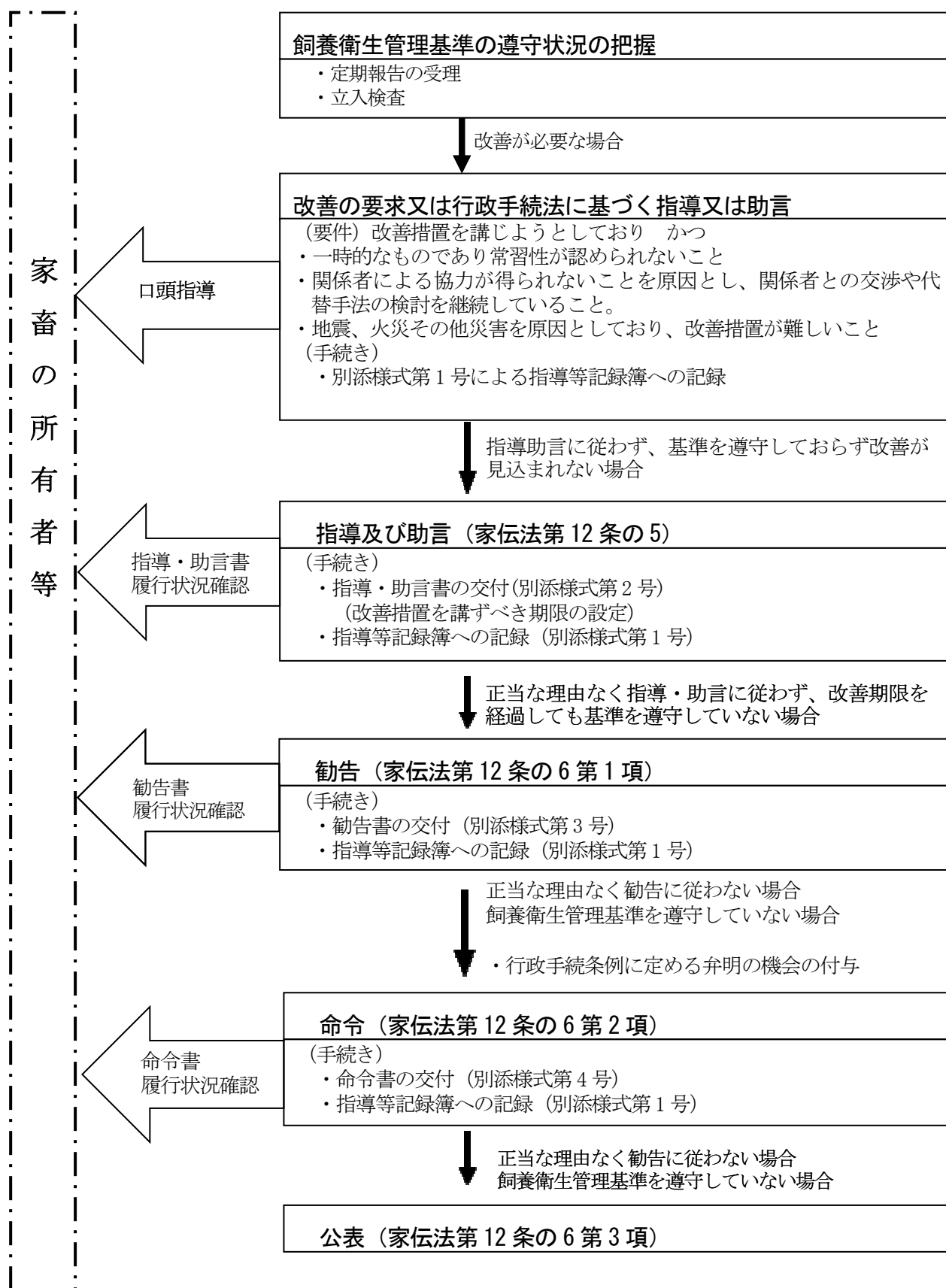
命令書は、原則として、所有者又は登録飼養衛生管理者に手交するとともに、受領書を徴する、命令書の写しに受領署名を徴する等すること。

4 1から3までの改善状況の確認は、法第51条に基づく立入検査等に基づき行う。

なお、法第34条の2に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取り扱うこととするが、これらの勧告又は命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則として3日が経過するまでとする。

5 県家畜防疫課は、それぞれ1週間及び3日間が経過した後、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者について、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者等の氏名、違反事由等を公表した場合は、国へ報告する。

(飼養衛生管理基準の遵守に係る指導、助言、勧告及び命令に関する手続きのフロー)



整理番号	
------	--

指 導 等 記 録 簿

家畜の所有者 氏名・名称 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_

管理者 氏名・名称 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_

農場 名称 \_\_\_\_\_ 飼養畜種 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_

指導・助言		法第12条の5の規定による 指導・助言		法第12条の6第1項の規定 による勧告		法第12条の6第2項の規定 による命令		備考
実施年 月日	内容	実施年 月日	内容	実施年 月日	内容	実施年 月日	内容	

- ※ 本記録簿は、農場ごとに作成すること。
- ※ 管理者の氏名・名称及び住所は、家畜の所有者以外に管理者がある場合に記入すること。
- ※ 備考欄には、「勧告を受けて改善措置を実施中」等の指導・助言、勧告及び命令に係る経過等を記入すること。

指導・助言書

番 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

鳥取県知事 氏 名 (印)

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の5の規定に基づき、下記のとおり指導・助言を行います。

ついては、下記期限までに改善を行い、改善結果報告書を農林水産部畜産振興局家畜防疫課に提出期限までに提出してください。

(担当) 農林水産部畜産振興局家畜防疫課 ○○ 電話

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 指導・助言の原因となる事実
- 3 指導・助言の内容
- 4 改善措置を構すべき期限  
年 月 日 ( ) (施行日の1週間後の日)
- 5 改善結果報告書の提出等
  - (1) 改善結果報告書にこの指導・助言に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出すること。  
なお、改善できない理由がある場合は、その理由を具体的に記載すること。
  - (2) 改善報告書の提出期限  
年 月 日 ( ) (施行日の10日後の日)  
万一、提出期限までに改善が完了しない場合は、進捗状況及び完了予定の時期を記載して提出の上、改善の完了時に再度報告書を提出すること。
  - (3) 改善状況を確認するために、訪問します。

勸告書

番 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

鳥取県知事 氏 名 (印)

このことについて、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3に基づく飼養衛生管理基準を遵守していないことを認めため、法第12条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり改善するよう勸告します。

ついては、下記期限までに改善を行い、改善結果報告書を農林水産部畜産振興局家畜防疫課に提出期限までに提出してください。

なお、下記事項が期限内に改善されない場合は、法第12条の6第2項の規定に基づき、期限を定めてこの勸告に係る措置をとるべきことを命じることになりますので御承知ください。

(担当) 農林水産部畜産振興局家畜防疫課 ○○ 電話

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 勸告の原因となる事実
- 3 勸告の内容
- 4 改善措置を構すべき期限  
年 月 日 ( )
- 5 改善結果報告書の提出等
  - (1) 改善結果報告書にこの勸告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出すること。  
なお、改善できない理由がある場合は、その理由を具体的に記載すること。
  - (2) 改善報告書の提出期限  
年 月 日 ( )  
万一、提出期限までに改善が完了しない場合は、進捗状況及び完了予定の時期を記載して提出の上、改善の完了時に再度報告書を提出すること。
  - (3) 改善状況を確認するために、訪問します。

別添様式第4号

鳥取県達第 号

住 所  
氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の6第2項の規定に基づき、下記のとおり改善を命ずる。

ついては、○年○月○日までに、改善結果報告書によりその状況を報告すること。

なお、正当な理由がなく下記事項が期限内に改善されない場合は、法第12条の6第3項の規定に基づき、当該指示をした旨を公表する。

(担当) 農林水産部畜産振興局家畜防疫課 ○○ 電話

○年○月○日

鳥取県知事 氏 名 (印)

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 命令の原因となる事実及び理由
- 3 命令の内容
- 4 命令に係る措置を講ずべき期限  
年 月 日 ( )
- 5 改善結果報告書の提出等
  - (1) 改善結果報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出すること。  
なお、改善できない理由がある場合は、その理由を具体的に記載すること。
  - (2) 改善報告書の提出期限  
年 月 日 ( )  
万一、提出期限までに改善が完了しない場合は、進捗状況及び完了予定の時期を記載して提出の上、改善の完了時に再度報告書を提出すること。
  - (3) 改善状況を確認するために、訪問します。

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県知事に対して異議申立をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県



知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に異議申立をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。